

北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月22日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合条例第 1 号

北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 1 号

北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第29条第2項の規定に基づき、北上地区消防組合一般職の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第29条第4項の規定に基づき、北上地区消防組合一般職の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月22日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、当該条例第1条趣旨規定の条例制定根拠となる法律の関係条文を改めようとするものである。